

ギリシャ
商標法

2012年4月11日法律 No. 4072 により改正

目次

A 章 保護の概念及び条件

- 第 121 条 商標を構成することができる標章
- 第 122 条 権利の取得
- 第 123 条 拒絶の絶対的拒絶理由
- 第 124 条 拒絶の相対的理由

B 章 権利の内容

保護の範囲

- 第 125 条 権利の内容
- 第 126 条 保護の制限
- 第 127 条 黙認による権利の喪失
- 第 128 条 権利の消尽
- 第 129 条 ディスクレーム及び限定の申請の陳述
- 第 130 条 商標出願又は登録の分割

C 章 資産としての商標

- 第 131 条 移転
- 第 132 条 ライセンス許諾
- 第 133 条 対物的権利，強制執行，破産手続

D 章 登録手続

- 第 134 条 商標出願
- 第 135 条 出願日付与の条件
- 第 136 条 出願の他の方式要件
- 第 137 条 出願の審査
- 第 138 条 方式要件の審査
- 第 139 条 拒絶理由に関する審査
- 第 140 条 異議申立
- 第 141 条 異議申立のデータ
- 第 142 条 異議申立の審査
- 第 143 条 使用証明
- 第 144 条 行政商標委員会での手続
- 第 145 条 行政商標委員会
- 第 146 条 行政裁判所での手続

- 第 147 条 登録 - 商標登録簿
- 第 148 条 保護の存続期間 - 更新
- 第 149 条 原状回復

E 章 商標の侵害

- 第 150 条 侵害の主張
- 第 151 条 証拠
- 第 152 条 司法費用
- 第 153 条 保護措置
- 第 154 条 証拠保全措置
- 第 155 条 比例性
- 第 156 条 制裁
- 第 157 条 判決の公告
- 第 158 条 民事裁判所の管轄権

F 章 放棄, 無効, 取消

- 第 159 条
- 第 160 条 無効の理由
- 第 161 条 取消の理由
- 第 162 条 無効又は取消の手續

G 章 団体商標

- 第 163 条 保護の要件

H 章 国際商標

- 第 164 条 マドリッド協定議定書批准
- 第 165 章 定義
- 第 166 条 出願
- 第 167 条 出願書類
- 第 168 条 方式要件の審査, 出願の転送
- 第 169 条 国際登録日
- 第 170 条 手数料の納付
- 第 171 条 ギリシャ領土における国際登録保護の手續
- 第 172 条 救済措置
- 第 173 条 国際商標出願の国内出願への変更手續
- 第 174 条 国際商標の無効又は取消手續

I 章 共同体商標

- 第 175 条 保護
- 第 176 条 CTM(欧州共同体商標)から国内商標への変更

I 章 外国出願人の商標

第 177 条 保護

IA 章 特別、暫定及び最終規定

第 178 条 インターネット上の投稿

第 179 条 手数料

第 180 条 商品及びサービスの分類

第 181 条 規定の認可

第 182 条 経過規定

第 183 条 廃止

A 章 保護の概念及び条件

第 121 条 商標を構成することができる標章

商標は、視覚的に表示でき、1 の事業の商品又はサービスを他の事業のそれらと識別できる標章である。

商標は、特に、単語、名称、商号、通称、図、意匠、文字、数字、色彩、音声(楽曲を含む)又は商品若しくはその包装の形状である。

第 122 条 権利の取得

商標の排他的使用の権利は、その登録によって取得される。

第 123 条 拒絶の絶対的拒絶理由

1. 次の標章は、これを商標として登録することができない。
 - a. 第 121 条の要件に適合しない標章
 - b. 識別性を欠く標章
 - c. 取引において、商品又はサービスの種類、品質、特性、数量、目的地、価格、原産地、商品の製造時期若しくはサービスの提供時期又は商品若しくはサービスの他の特質を指定するのに役立つ標章又は表示のみから成る標章、
 - d. 日常語又は公正のかつ確立された取引慣行において常用される標章又は表示のみから成る標章、
 - e. 製品の性質によって課せられるか若しくは技術的成果を得るのに必要である形状又は製品に実質的価値を与える形状のみから成る標章、
 - f. 公序良俗に反する標章、
 - g. 商品又はサービスの性質、品質又は原産地について公衆を欺瞞するような性質の標章。
2. 同様に、次の標章は、これを商標として登録することができない。
 - a. ぶどう酒又は蒸留酒が特定の前産地を有さない場合に、EU の法規によって保護される、ぶどう酒若しくは蒸留酒を指定する地理的表示を含むか又はそれらから成るぶどう酒若しくは蒸留酒を識別するよう意図される標章、
 - b. 商標登録出願が農産物及び食品の前産地呼称又は地理的表示の登録申請日後に提出された限りにおいて、EU の法規に従って及び同種の製品に関して登録された前産地呼称若しくは地理的表示を含む又はそれらから成る標章。
3. 次のものは、商標ではない。
 - a. ギリシャ及び工業所有権の保護に関するパリ条約(法律 No. 213/1975, A. 258)第 6 条の 3 に言及される国の名称、旗章、紋章、象徴、紋章のついた盾及び印章で、本条の条件に基づくもの並びに象徴的価値及び特定の公共の利益を有する標章、特に宗教的象徴、表現及び単語。
 - b. その出願が公正に反するか又は悪意によりなされた標章。
4. 1 の b, c 及び d の場合の規定に拘らず、その出願日までに、使用の結果識別性を獲得した標章は、登録が受理される。

第 124 条 拒絶の相対的理由

1. 次の場合は、商標の登録は行われぬ。

- a. 先の商標と同一であり、かつ、商標の登録に係る商品又はサービスが先の商標の保護に係る商品又はサービスと同一である場合、
 - b. 先の商標と同一及び商品又はサービスが類似、先の商標と類似及び商品又はサービスが同一又は先の商標と類似及び商品又はサービスが類似のゆえに公衆に混乱を生じさせる虞があり、また先の商標と出所を混同する虞が含まれる場合。
 - c. 後発商標が先の商標の商品又はサービスと類似の商品又はサービスを識別しようとする場合に拘らず、名声を有する先の商標と同一又は類似であり、かつ、後発商標の使用が正当な理由なく先の商標の識別性若しくは名声に不当に便乗するものとなるか又は先の商標の識別性若しくは名声に損害を与える虞がある場合。
2. 本法の適用上、「先の商標」とは次のものをいう。
- a. 商標出願日前に登録された商標(ギリシャ及びEUにおいて保護される国際商標を含む)で、当該商標に関して主張される優先権又は先行権を考慮したもの、
 - b. 先の商標(上記国際及び共同体商標を含む)出願で、最終的に登録されたもの、
 - c. 商標出願日又は適用ある場合において当該商標登録出願に関し主張される優先日現在、パリ条約第6条の2の意味するところにより周知である商標。
3. 次の場合は、商標は登録されない。
- a. 後発商標の使用を禁止する権利のある所有者が取引において使用している未登録の商標又はその他の識別性のある標章若しくは特徴の権利に反する場合。ただし、主張される優先権を斟酌した上で、これらの権利が後発の標章の提出日前に取得された場合に限る。
 - b. 本法によって規定するもの以外の先の第三者の人格権又は先の知的所有権若しくは工業所有権に反する場合、
 - c. 出願人が不正に出願すれば、出願日の時点で既に外国で登録され、使用されている登録商標と混同させる虞がある場合。
4. 先の商標の所有者の、条件付又は無条件の同意書であって、商標局、行政商標委員会又は行政裁判所による商標審査の如何なる段階においても提出された同意書は、第124条1に基づき、後発商標の登録に対する障害を除去する。

B章 権利の内容

保護の範囲

第125条 権利の内容

1. 商標の登録により、その所有者は排他的権利を取得する。
特に、当該権利は、商標の使用権、商標を識別のためにその指定製品に付する権利、提供するサービスの特徴付ける権利、商品の外装及び包装、便箋、請求書、価格表、告示、あらゆる広告及びその他の印刷物に商標を付する権利並びに電子メディア又は視聴覚メディアにおいて商標を使用する権利を与える。
2. 次の場合、商標の使用とみなされる。
 - a. 識別性を改変しないような要素について異なる形態の商標の使用、
 - b. ギリシャ国内で輸出専用となっている製品又はその包装について商標を用いること、
 - c. 所有者の同意の上での商標の使用及び権利者による団体商標の使用。
3. 商標の所有者は、すべての第三者が所有者の許可なく取引において所有者の商標を用いることを禁止する権限を有する。
 - a. 商標が登録された商品又はサービスと同一である商品又はサービスに係る商標と同一である標章、
 - b. 商標との同一又は類似及び当該商標の対象たる商品若しくはサービスが同一又は類似のゆえに混乱を生じさせる虞がある標章。なお、混乱を生じさせる虞には、出所を混同する虞が含まれる。
 - c. その標章が先の商標の商品又はサービスと類似の商品又はサービスを識別しようとするか否かに拘らず、名声を有する商標と同一又は類似している標章であって、かつ、当該標章の使用が正当な理由なく先の商標の識別性若しくは名声に不当に便乗するもの又は損害を与える虞がある標章。
4. 商標の所有者は、すべての第三者に次の行為を禁止する権限を有する。
 - a. 偽造品又は偽物を単にギリシャ領土内より別の国に移動又は逆輸出のために輸入すること、
 - b. 所有者が匿名で流通しようとする所有者の製造による正規品に商標を付すること。
 - c. 正規品から商標を除去すること及び匿名で又は別の商標を付して市場で取り扱うこと。

第126条 保護の制限

1. 商標により商標所有者に対して与えられる権利は、第三者が取引において次の事項を使用することを禁止する権限を与えるものではない。
 - a) 第三者の名称、氏姓、商号及び住所、
 - b) 種類、品質、用途、価格、原産地、製品の製造時期若しくはサービスの提供時期又はそれらのその他の特徴に関する表示、
 - c) 商品又はサービスの用途(特に付属品又は予備部品として)を表示することが必要な場合か、当該使用が工業上及び商業上の公正の慣行に従う場合に、商標自体。
2. 商標により与えられる権利は、特定の地域に該当する先の権利が、その管轄地域内で認識され、行使される場合に、先の権利を第三者が取引において使用するのを妨げない。

第 127 条 黙認による権利の喪失

1. 第 124 条 2 及び 3 それぞれの意味するところによる先の商標の所有者又は別の権利の所有者は、自身が後発登録商標の使用を知りながら、連続して 5 年間黙認していた場合は、後発登録商標の使用に係る商品又はサービスの後発登録商標の使用を禁止する権利を有さない。ただし、後発商標の出願が不正に行われていた場合はこの限りではない。
2. 1 の場合は、後発登録商標の所有者は、先の商標又は別の権利の使用を禁止することはできない。

第 128 条 権利の消尽

1. 商標により与えられる権利は、その所有者に対し、当該所有者により、又はその同意のもと、欧州経済地域内で当該商標が付された商品に関して当該商標を使用することを禁止する権限を与えない。
2. 1 の規定は、商標所有者に商品の拡販に反対する正当な理由がある場合、特に市場に導入された後、商品の状態が劣化又は悪化するような場合についてはこれを適用しない。

第 129 条 ディスクレーム及び限定の申請の陳述

出願人はいつでも、手続が係属中であるか否かに拘らず、次を行うことができる。

- a. 出願した商標の一定の非本質的要素に対する排他的権利を部分放棄する旨の陳述をすること、
- b. 出願人が願書に言及されている商品又はサービスを限定する旨の陳述をすること。

第 130 条 商標出願又は登録の分割

1. 出願人又は商標の所有者は、原出願又は登録に含まれるいくつかの商品又はサービスは、1 以上の分割出願又は登録の対象となる旨を宣言することにより、出願又は登録をそれぞれ分割することができる。分割出願又は登録における商品又はサービスは、原出願又は登録に残る商品又はサービスと重複しない。
2. 各分割出願の出願日又は登録の優先時期は、原出願の出願日に遡る。
3. 分割の宣言は、出願に対して異議申立の申請がある場合又は登録に対して無効若しくは取消の宣言が記入された場合は認められず、関連する決定が確定するか、訴訟が最終的に終了した後、異議申立又は無効若しくは取消の宣言が対象とする商品又はサービスを分割することができる。

C章 資産としての商標

第131条 移転

1. 商標又は出願に対する権利は、商標所有者の生存中又は死後の何れにおいても、商標が出願され、登録された商品又はサービスのすべて又は一部について、事業の移転に拘らず移転することができる。
2. 事業全体の移転は、それに反する協定又は当該協定を明確に要求する事情がある場合を除き、商標の移転を含む。
3. 移転には契約書が必要とされ、商標登録簿に移転の登録がされた後にのみ第三者に対抗できる。
4. 事案が商標局、行政商標委員会、所管の行政裁判所又は国家評議会において係争中の時点で商標が移転される場合は、移転人は追加の参加を行使する権限を有する。
5. 行政控訴裁判所において口頭審理が行われるまでの間、出願人は、移転の結果として、判決の対象となる自身の出願の登録を妨げる先の商標を取得することができ、商標登録簿における移転の登録は、自動的に、当該登録を抑制する理由を除去する。行政裁判所は当該移転を表示する登録簿の写しの単なる提供によって、上記移転を考慮しなければならない。

第132条 ライセンス許諾

1. 商標はギリシャにおいて及びギリシャ領土の全域又は一部地域についてその登録に係る商品又はサービスの一部又は全部に対してライセンスを付与することができる。ライセンスは排他的又は非排他的であり得る。自身の陳述に基づく所有者又は所有者の認可に基づくライセンシーの何れも、ライセンスの付与について商標の登録簿に通知する。
2. 商標の所有者は、次の事項に関してライセンス契約の規定に違反するライセンシーに対し、当該商標により与えられる権利を行使することができる。
 - (a) 存続期間
 - (b) 商標を使用することができる登録の対象たる形状
 - (c) ライセンスの付与に係る商品又はサービスの種類
 - (d) 商標が付される地域、又は
 - (e) ライセンシーによって製造される商品若しくは提供されるサービスの品質。
3. 当事者は、商標使用のライセンシーが、1の方法及び条件に基づいて、更にサブライセンスを付与する権限を有することについて合意することができる。
4. ライセンシーは、商標所有者が同意した場合に限り、独自に商標の侵害訴訟を提起することができる。ただし、別段の合意がある場合を除き、排他的ライセンスの所有者は、商標所有者が正式通知の後、適切な期間内に自ら侵害訴訟を提起しない場合は、独自に当該訴訟を提起することができる。
5. 商標所有者が訴訟手続を提起した場合は、そのライセンシーは、当該訴訟手続に参加し、自身の被った損害に対する賠償を求めることができる。
6. 商標ライセンス契約の満了又は変更は、適宜商標登録簿に記入される。
7. ライセンスの期間満了についての商標所有者の陳述により、登録簿に記入されたライセンスは自動的に除去される。

第 133 条 対物的権利，強制執行，破産手続

1. 商標は担保に供され又は対物的権利の対象とすることができる。
2. 商標は強制執行により差し押さえることができる。
3. 商標は分配可能な資産に属する。
4. 破産の場合又は受託者の請求により，商標に関する上記手続は商標登録簿に記入される。

D章 登録手続

第 134 条 商標出願

国内商標の登録については、出願は、商工業財産理事会(開発・競争・海運省の商標局)に提出される。

第 135 条 出願日付与の条件

1. 商標出願には、出願手数料の納付を証明する書類が添付され、次を含まなければならない。
 - a. 商標登録願書,
 - b. 商標の印刷物,
 - c. 出願人の姓及び名, 居所, 電話番号並びに電子メールアドレス。法人については、姓及び名並びに居所の代わりに、商号及び所在地が記述される。複数の出願人の場合は、代表者を指定する。
 - d. 商標が識別することになる商品又はサービスの一覧表は、商品又はサービスのグループで、特定のクラスの表示を伴いクラスによって分類される。
2. 出願日は、1 の書類の提出日である。

第 136 条 出願の他の方式要件

1. 第 135 条 1 のデータに加えて、商標出願は次を含まなければならない。
 - a) 出願人及び場合により弁護士の署名,
 - b) 優先権が主張される場合、先の出願の出願日及び効力を有する国,
 - c) 出願人が弁護士によって代理される場合、その名称, 住所, 電話番号及び電子メールアドレス,
 - d) 出願が弁護士によって提出される場合、委任状が必要とされる。この委任状への出願人の署名のみで十分である,
 - e) 訴訟代理人の指名, 訴訟代理人の住所, 電話番号及び電子メールアドレス,
 - f) 商標が音響, 色彩, 立体又は団体商標である場合、これらの特徴の表示,
 - g) 商標がギリシャ語又はラテン語のアルファベット以外の文字で記述されている場合、添付書類でのこれらの文字のギリシャ語又はラテン語のアルファベットでの音訳。
2. 願書及び商標の印刷物は、義務として、電子的形式で、該当する関係支局にデジタルオーディオディスク又は他の適切な電子記憶媒体で提供することによって、提出される。
3. 商標の印刷物が添付された願書は、大統領令 No. 150/2001 (A. 125) の第 3 条 1 の意味するところによる日付が付され、署名されている場合、電子的な手段によっても提出することができる。電子的に送信された願書及び商標の印刷物は、第 134 条に従って商標局によって送信者が上記の意味するところによる電子署名を含む電子受領書を受領し、また、第 135 条 2 に特定されるデータを含んでいる場合、提出されたものとみなされる。
4. 行政改革・統治大臣, 財務大臣, 開発・競争・海運大臣の合同決定によって、条件, 手続及び技術仕様, 技術管理並びに 3 の実施に関する如何なる事項も特定される。

第 137 条 出願の審査

1. 出願は番号を有し、出願の日時が添付される。出願は商標登録簿に記入され、商務総局の

ウェブサイトに掲示される。

2. 各々の出願について、電子的記録が作成され、その内容は開発・競争・海運大臣の決定によって定められ、最低限、次の要素を含む。登録番号、出願の日時、商標の印刷物、出願人の名称及び法人についてはそれらの名称並びに時系列順での、当該出願について発行された決定への言及、異議申立、審判請求、取消又は無効のために提出された申請、それらについて行われた決定及び当該商標出願について登録された行為への言及であり、これらの商務総局のウェブサイトへの掲示は、個別規定により定められる。

第 138 条 方式要件の審査

1. 商標局は、次の審査をする。

a) 出願が第 135 条に従い出願日の条件を満たすか否か、

b) 出願が第 136 条の条件を満たすか否か。

2. 出願が第 135 条及び第 136 条の条件を満たさない場合、商標局は通知から 1 月以内に出願人に確立された瑕疵又は欠陥を補正又は補足するように求める。

3. 第 135 条の要素に関連する瑕疵又は欠陥の場合、出願人が、期限内に商標局の求めに従うときには、商標局は出願日として、すべての確立された瑕疵又は欠陥が補正され、完全なものとなった日を付与する。そうでない場合、出願は商標登録を求める出願として検討されない。

4. 第 136 条の要素に関連する瑕疵又は欠陥が、期限内に補正又は補充されない場合、商標局は商標出願を拒絶し、当該決定を出願人に通知する。

第 139 条 拒絶理由に関する審査

1. 第 123 条又は第 124 条 1 及び 3 による拒絶理由が存在しない場合、登録出願は受理され、該当する決定が商務総局(GGE)のウェブサイトに出願日の受領後 1 月以内に掲示される。

2. 商標局による調査によって、商標が第 123 条又は第 124 条 1 及び 3 によって不適格であることを証明する場合、出願に含まれる商品又はサービスのすべて又は一部について、出願人は通知された日から 1 月以内に、出願を取り下げること、適格となる程度まで商標の保護の範囲を限定すること又は意見書を提出することを要求される。

3. 出願人が適格となる程度まで商標の保護の範囲を限定する場合又は意見書が有効である場合、出願は出願人の限定又は意見書の提出から 1 月以内に商務総局のウェブサイトに掲示される決定によって受理される。

4. 出願人が定められた期限内に応答しなかった場合、出願を取り下げなかった場合、適格となる程度まで商標の保護の範囲を限定しない場合又は意見書が受け入れ可能かつ有効であると認められない場合、商標局は出願を拒絶する。拒絶決定は出願人に通知され、商務総局のウェブサイトに掲示される。

5. 審査官、商標局の職員は、絶対的拒絶理由の審査及び登録出願又は拒絶に関連する決定を行うことについて責任がある。

第 140 条 異議申立

1. 登録出願を受理する審査官の決定に対して、第 139 条 1 及び 3 に従って、登録が第 123 条並びに第 124 条 1 及び 3 の 1 以上の理由に反していることを理由として、商務総局のウェブ

サイトでの公告から3月の期間内に異議申立をすることができる。

2. 第123条による絶対的拒絶理由が存在する場合、異議申立は法律上の利害関係を有する者によっても提出することができる。商工会議所及び消費者組合は、法律No. 2251/1994によって法律上の利害関係を有する。

3. 第124条1及び3により相対的拒絶理由が存在する場合、異議申立は先の商標又は権利の所有者及び第132条の条件に従って、それらの商標の所有者によって権限を与えられたライセンスシーによって、提出される。

4. 異議申立は商標局に提出される書類によって提出されるものとし、行政商標委員会は当該異議申立に関連して決定を行うことについて責任がある。異議申立は、異議申立手数料が納付されるまでは、適正に登録されたものとして、取り扱われない。

第141条 異議申立のデータ

異議申立は異議申立手数料の納付証明書が添付され、次を含む。

- a) 異議申立の対象となる出願の番号及びその所有者のデータ
- b) 異議申立が根拠とする、先の商標又は権利並びに異議申立が根拠とする商品及びサービスを特定する根拠となる理由
- c) 異議申立が提出された出願での、商品又はサービスの明確な特定。

第142条 異議申立の審査

1. 商標局は適時に提出された異議申立の受領、異議申立に与えられた登録番号及び行政商標委員会が審査のために開催する日程を、異議申立人に直ちに通知する。

2. 異議申立についての付加的な理由は、それを審査する行政商標委員会の会議の15日前までに提出することができる。

3. 異議申立の審査については、第145条の手続が適用される。

4. 行政商標委員会は、異議申立に利用可能な証拠に基づいて異議申立について決定する。

5. 異議申立の審査が、共同体商標出願が行われた商品又はサービスの一部又はすべてに関して、当該商標を登録することができないと明らかにした場合、当該出願はそれらの商品又はサービスに関して拒絶される。そうでない場合には、異議申立は棄却される。

第143条 使用証明

1. 出願人が請求する場合、第124条2の範囲内における先の商標の所有者としての異議申立人は、当該商標登録の公告日に先立つ5年間、先の商標が、当該商標の登録に係る商品若しくはサービス及び自身の異議申立を正当化するものとして引用する商品若しくはサービスに関連して適正に使用されていたことの証明又は当該商標出願が公告された日に、先の商標が少なくとも5年間登録されていた場合、不使用の適切な理由が存在する旨の証明の何れかを提供する。

2. 行政商標委員会での異議申立の審査の間に、違反すれば不受理となることを条件として、適正な使用の証明の請求が提出される。その場合、議長が異議申立人に口頭審理の日から開始する少なくとも20日の期間を付与し、そうすることで、請求された使用の証拠を提供することができる。この期間が経過した後、商標の出願人は15日以内に意見書を提出できるように、証拠について通知される。委員会は当事者によって提示された証拠及び提起された意見

に基づいて事案を審査する。

3. 先の商標が商標登録されていた商品又はサービスの一部にのみ使用されている場合、異議申立の審査の目的では、商品又はサービスの当該部分についてのみ登録されているとみなされる。

4. 異議申立人が自身の商標の適正な使用を証明しない場合又は使用しなかったことの合理的な原因が存在しない場合、異議申立は事案の実体の事前審査なしに却下される。

第 144 条 行政商標委員会での手続

1. 商標出願を全体的に又は部分的に拒絶する商標局の決定は、当該決定の通知日から 60 日以内の審判請求の対象となる。

2. 審判請求は行政商標委員会に提出される。審判請求は該当する手数料が納付された後のみ、提出されたものとみなされる。

3. 審判請求の提出は、商標の電子ファイルに登録され、商務総局のウェブサイトに保存される。

4. 法律上の利害関係を有する如何なる者も、3 による審判請求の登録の日から 60 日以内に行政商標委員会に付加的に参加することができる。

第 145 条 行政商標委員会

1. 行政商標委員会は、アテネを所在地とし、開発・競争・海運省において、商標局長官によって指定された一室において会議を行う。

2. 委員会は、3 名の構成員から成り、少なくともそのうち 2 名が法学士の学位を有するべきである。委員会は以下の者を含む各部門から構成される。議長としての州法律審議会の判事 1 名、好ましくは法学士の学位の所有者で、商標局職員としての経験を有する学卒の貿易事務総局の職員、第 3 の構成員は、商標法の分野での従事が少なくとも 3 年の経験を有する者で、弁護士法(法律 No. 3026/1954, A235)の第 62 条による兼職禁止規定が適用される弁護士又は法律 No. 2190/1994(A28)の第 14 条の範囲における、法学士の学位を有する学卒の公務員の何れかであってもよい。議長を除いて、構成員は行政商標委員会によって審査される事案における担当官として行動する。事案は首席議長によって、委員会の各部門に分配される。

3. 委員会の会議は公開とし、その議事録が保管される。委員会は、毎年の初めに、首席議長の指定する日時において開催されるものとし、商標局の外及び商務総局のウェブサイトに掲示される。口頭審理は商標局長官によって作成された事案の一覧表に基づく。事案の一覧表は口頭審理の 8 日前に商標局の外に掲示される。

4. 行政商標委員会の構成員の任期は 3 年であり、1 度更新可能である。行政商標委員会の議長及び構成員はその職務の遂行において独立しており、開発・競争・海運大臣によって、職務の遂行に関して問題となる理由、特に公平性の原則の違反、職務からの不当な欠席及び任務の遂行における拒絶又は遅延に基づき解雇することができる。行政商標委員会の構成員は、議長を除いて常勤の職員である。

5. 行政商標委員会の構成員は、登録出願の受理又は拒絶に関する、商標局によって遂行された決議への参加は許可されない。

6. 関係当事者は弁護士によって代理され、委員会に書面による意見書を提起することができ、当該関係当事者の事案の裏付として適切な如何なる書類も提出することができる。当事者は

出席を必要としない。委員会は当該当事者が出席しているかのように判断する。委員会は、行政手続法(法律 No. 2717/1999, A97)の規定によって規定された証拠を受理する。宣誓供述書は、反対当事者に 48 時間以内に出頭するよう命じる召喚命令の発行の後、治安判事、公証人又は領事の面前で受理される。委員会は委員会での証人の口頭審理を許可することができる。

1. 決定は多数決に基づき、委員会によって行われ、その決定は明確に正当化される。
2. 商標を受理する決定の要約は、商務総局のウェブサイトに公告される。拒絶の決定は、関係当事者又はその弁護人に商標局によって通知される。

第 146 条 行政裁判所での手続

1. 第 144 条による行政商標委員会の異議申立及び審判請求の決定は、当該決定の通知から 60 日以内の行政裁判所への上訴の対象となる。
2. 当該上訴は中断の効果を有する。
3. 行政裁判所での口頭審理の間、行政商標委員会での訴訟当事者は、上訴を提出した当事者によって、違反すれば口頭審理の拒絶に処する条件で、参加するよう求められる。これらの者は、一旦上記のように法的に参加を求められると、不可抗力の状況がない限り、異議申立の権利を有さない。

第 147 条 登録 - 商標登録簿

1. 審査官、行政商標委員会及び行政裁判所の決定、審査官及び行政商標委員会に提出された出願データ並びに法的救済は、商標登録簿に注記され、上記すべての決定は商務総局のウェブサイトに掲示される。商標が審査官及び行政商標委員会の疑う余地のない決定又は裁判所の最終判決によって受理された場合、「登録済」という文言が、当該商標によって言及される商品又はサービスに関する如何なる変更をも伴って、商標登録簿に注記される。
2. 受理された商標は登録出願日に登録されたものとみなされる。商標及び商標に関する権利のすべての法的変更は、商標登録簿に注記される。
3. 商標登録簿は公開される。登録の謄本又は抄本は、それらを申請する如何なる者にも提供される。
4. 商標登録簿は電子的形式による(電子的商標登録簿)。開発・競争・海運大臣の決定は、期限、条件、登録手続及び技術的特定、技術的運営並びに電子的商標登録簿の設定及び維持に関する他の如何なる事項をも定める。同決定によって電子的商標登録簿の動作開始が確認され、商標登録簿は廃止される。

第 148 条 保護の存続期間 - 更新

1. 商標の保護は登録出願日の次の日から始まる 10 年間存続する。
2. 商標の保護は、適時の所有者の申請及び更新手数料の納付によって 10 年ごとに延長することができる。
3. 更新手数料は、保護の最終年の期間に納付される。5 割増加を条件として、10 年間の満了後の更なる 6 月の期間内に納付することもできる。
4. 第 171 条 3 及び第 175 条 2 に従うことを条件として、3 で特定された期間内に法律で定められた更新手数料が納付されない場合には、商標は抹消される。
5. 保護の延長にかかわる紛争及び 4 による抹消に対する如何なる異議申立も、関係当事者の

請求によって行政商標委員会によって解決される。

第 149 条 原状回復

1. 状況によって要求される相当の注意が払われたにも拘らず、不可抗力、予期不可能な状況又は自身の責任ではない他の重大な理由のために商標局又は行政商標委員会に対する期限を遵守できなかった商標の出願人若しくは商標の所有者又は商標局若しくは行政商標委員会における手続の訴訟当事者は、遵守への障害が、救済の権利又は手段の喪失を引き起こすことの直接的な結果を有する場合、自身の権利を再び設定することを請求することができる。
2. 第 177 条 2 によって優先権を主張する場合の期限と同様に、1 は異議申立の期限には適用されない。
3. 原状回復の申請は、期限の遵守への障害の除去から 2 月以内に、かつ、遵守されなかった期限の満了に後続する 1 年以内に、場合に応じて、商標局又は行政商標委員会に提出される。
4. 申請について、手数料が納付されなければならない。
5. 商標の出願人又は所有者が自身の権利を再び設定する場合に、当人は、遵守されなかった期間の満了と当該権利を再設定する決定が行政商標委員会によって発行された日付までの期間の間に権利を取得した善意の第三者に対して、自身の権利を行使することはできない。
6. 更新請求の非提出の場合には、第 148 条に規定された 6 月の更なる期間は、3 による 1 年の期間から控除される。

E章 商標の侵害

第150条 侵害の主張

1. 第125条に違反して、他の者に帰属する商標を使用し、又は別の形で影響を及ぼす如何なる者も、侵害の除去及び将来までそれを排除するために訴えられ、賠償金の納付を命じられる可能性がある。
2. 侵害の除去の請求とともに、商標所有者は、とりわけ、次を求めることができる。
 - a) 商標権を侵害しているとみなされた製品及び必要があれば、主に侵害に使用される原料の市場からの回収、
 - b) 違反商標又は識別性のある標章の除去又はそれが可能ではない場合、違反する標章を伴う製品の、市場からの永久的な除去、及び
 - c) それらの廃棄。裁判所は、商標違反者の費用負担により、これらの措置の執行を命じる。ただし、そうしないことの特別な理由が主張されないことを条件とする。
3. 裁判所が行為の不履行の判決を下す場合、各侵害について処される虞のある罰は、3,000から10,000ユーロまでの、所有者受取の罰金又は1年以下の拘禁である。同様なことが、判決が差止命令の過程でも適用される。そうでない場合には、民事訴訟法第947条が適用される。
4. 商標所有者は、自身のサービスが権利を侵害する第三者によって使用された如何なる媒介者に対しても、2 a)の権利を有する。
5. 他の者の商標を違反する者は誰でも、賠償金を納付し、道徳的損害賠償に応じなければならない。
6. 賠償金はまた、侵害者が商標所有者にライセンスの使用を申請した場合に、権利又はその他の手数料に対して支払ったであろう額を根拠として計算される。
7. 賠償金を計算するために、裁判所は、とりわけ、商標所有者が負った経済的な悪影響及び損益並びに商標違反者が得た如何なる便益をも考慮に入れる。
8. 責任を有する者の過失が存在しない場合、商標所有者は当該人物が標章の無許可実施から便益を得た額又は当該実施によって当該人物が得た利益の返還の何れかを主張することができる。
9. 訴訟は、金額に拘らず、所管の第1審の一人制裁判所において提起され、通常の手続の間に審理される。賠償金の請求は、侵害が最初に行われた年の終了から5年が経過した後は請求できない。制限期間が中断すると、中断が終了した年の終了から新たな制限期間が開始する。
10. 他の主張が入ってくる場合、1の主張は所管の第1審の合議制裁判所に提起することもできる。
11. 同一の商品又はサービスの同一の標章の場合及び識別性を改変しない要素について異なる標章の場合、争われる標章の登録証明書の提供は、侵害の完全な証明として、十分である。

第151条 証拠

1. 1当事者が利用可能な証拠が商標侵害の主張を裏付けるのに十分であることを適正に提示した場合、その者が被告の支配下にある証拠を援用すると同時に、判事は、当事者の請求に

基づいて、被告による当該証拠の提供を命じることができる。違反標章の付された相当量の商品の存在は、有効な証拠とみなされる。

2. 商業規模での商標の侵害が存在する場合には、裁判所は、当事者の請求に基づいて、被告側当事者の支配下にある銀行、財務又は商業書類の提示を命じることができる。

3. 如何なる場合も、被告側当事者の情報提供についての請求に基づいて、裁判所は、秘密情報の保護を保証する適切な措置を講じる。

4. 商標侵害の場合に、訴訟と同時に又は中間処分経過措置手続において独立して提出された当事者の正当化された請求に応じて、口頭審理日前であっても、裁判所は被告に、原産地について及び標章に影響を及ぼす商品の流通網又はサービスの提供についての情報を提供することを命じることができる。同様のことが次の他の者にも適用される。

a) 商業規模での不法な商品の占有状態にあると思われる者、

b) 商業規模で侵害サービスを使用していると思われる者、

c) 標章を侵害するのに使用された商業規模のサービスを提供していると思われる者、又は

d) 商業規模で生産又は提供された商品の生産、製造若しくは流通又は提供されるサービスに積極的に関与する、上記3者の場合に従って適正に指名された人物。

5. 4で言及された情報は、適切な場合、次を含む。

a) 商品又はサービスの、生産者、製造者、流通業者、供給業者及びその他先の所有者並びに受領者、卸売業者及び小売業者の名称及び住所、

b) 前記商品又はサービスの、生産、製造、納品、受領又は注文された数量及び価格についての情報

6. 民事手続法第401条及び402条において言及される者は、上記請求された情報の提供を拒否することができる。

7. 3及び4は次の他の規定を害することなく適用される。

a) より完全な情報を受け取る権利を所有者に定める規定、

b) 民事又は刑事手続の場合には、3及び4に基づいて提示された情報の使用を規制する規定、

c) 情報に対する権利を濫用する責任を規制する規定、又は

d) 情報源の秘密性又は個人情報処理の保護を規制する規定。

8. 当事者が1及び2において言及される証拠の提供を求められ、合理的な理由なくそれを怠った場合、証拠の提供又は開示を請求した他の当事者の証拠についての主張と同様の主張が、自白されたとみなされる。

1から3までに言及された裁判所命令を不当に侵害するものは誰でも、裁判所費用とともに、50,000から100,000ユーロまでの罰金を支払うことを命じられる。

9. 情報提供の責任を有する当事者は、不正確な情報を提供する場合、故意であるか重大な過失によるかに拘らず、特定の理由によって引き起こされる損失に責任がある。

10. 本条により取得される情報は、情報に責任を有する者の訴追のためには使用されない。

第152条 司法費用

現行法の場合には、一般的な費用及び手数料は、証人の費用、代理人費用、当事者の専門家及び技術助言者への料金並びに侵害者の発見の費用など、勝訴当事者によって適正に支払われた義務的費用及び他の関連する費用を含む。その他の点については民事訴訟法の第173条から第193条までの規定が適用される。

第 153 条 保護措置

1. 侵害のために除去及び排除の権利を有する者は、保護措置を申請することができる。
2. 商標所有者は、流通網における参入又は市場売買を防止するため、違反標章が付された商品の差押又は仮還付を請求できる。
3. 商業規模で行われた侵害の場合及び商標所有者が、通常の訴訟によって請求された賠償金の支払いを脅かす虞のある事情があることを証明し、自身の標章が侵害され、又は侵害される虞があることの利用可能な証拠を適正に提供する場合、所管の裁判所は被告の資産の保存的な差押及び被告の銀行口座の凍結を命じることができる。この目的上、秘密資料の保護を条件として、裁判所は侵害者に、自身の銀行、財務若しくは商業書類の提示又は該当する情報への適切なアクセスの許可を要求する。
4. 前段落の保護措置は、特に遅延が標章の所有者に回復不能の損害を引き起こす場合には、被告人の先の口頭審理なしに命じることができる。
5. 裁判所は上記の措置を取るために、出願人に権利が侵害されたこと又はそのような侵害の虞があることを結論付ける適正に利用可能な証拠を提出することを要求できる。如何なる場合でも第 154 条 4 から 7 までの規定が事実に関して適用される。
6. 保護措置を求める申請の対象となる者が商標出願を行った場合でも、その者に対する如何なる保全措置も禁じられない。
7. 商品又はサービスの提供地域における第 1 審の一人制裁判所は、上記侵害商品又はサービスの会社の本拠とする地域の 1 とともに、保護措置を付与する管轄権を有する。
8. 商標所有者は、自身の標章の侵害について、第三者によってサービスが使用された媒介者に対して、保護措置を申請できる。

第 154 条 証拠保全措置

1. 商標の侵害若しくは侵害の虞は適正に利用可能な証拠により十分に証明可能であり、如何なる遅延も回復不能に標章の所有者に損害を与え得る、又は証拠が破壊される実際の危険が存在する場合、第 1 審の一人制裁判所は、予防措置として、被告が所有する不法な製品並びに適切な場合、侵害を行う手段を構成する原料及び道具又は侵害の如何なる製品若しくは証拠の差押も命じることができる。差押の代わりに、裁判所は当該品目の詳細な目録及びそれらの写真撮影を命じ、上記製品のサンプルを押収し、関連する書類を取得する。これらの場合において、裁判所は請求について、差止命令の対象となった者を召喚することなしに、民事訴訟法第 691 条 2 により決定することができる。
2. これらの措置が出願人が標章の侵害の主張を証明するのに適切である場合、裁判所は秘密情報の保護の保証とともに上記措置を命じる。
3. 商標所有者の請求は証拠の詳細な特定を必要とせず、カテゴリーによる特定で十分である。
4. 被告の口頭審理なしに上記措置が取られた場合、被告は、仮の保護措置の執行の翌執務日までに送達される、自身についての情報の通知を受け取る。そうでない場合、それを構成する訴訟行為は無効である。
5. 裁判所は上記措置を、これらの措置によって被告が被るだろう損害の回復を保証する、裁判所によって定められた、又は申請人によって与えられた差止命令に添付された保証条項により、命じることができる。

6. 1 の場合、裁判所は主たる事件の訴訟の強制的期限を定め、30 日を超えない。その期限が過ぎると、保全措置は自動的に無効となる。

7. 申請人の行為若しくは除去により、上記差止命令が取り消され、又は適用を中止する場合又は遡及的に商標所有者の権利の侵害若しくは侵害の虞の不存在が確認された場合、裁判所は申請人に、被告の申請に基づいて、被る損失の完全な賠償を支払うことを命じることができる。

第 155 条 比例性

第 150 条から第 154 条までによる規則、制裁及び措置は、比例性の原則に基づく。

第 156 条 制裁

1. 次の者は、起訴状によって訴追を受け、少なくとも 6 月の拘禁及び少なくとも 6,000 ユーロの罰金を科される。

a) 故意に第 125 条 3 a 又は b の侵害で標章を使用する者、

b) 名声を搾取し、又は害する意図をもって第 125 条 3 c の侵害で名声のある標章を使用する者、

c) 故意に他の所有者の商標を付す商品を流通させ、所有し、輸入若しくは輸出する者又は他の所有者の商標を付してサービスを提供する者、及び

d) 故意に第 125 条 4 a, b 及び c において定められた行為の 1 を行う者。

2. 1 に言及される行為によって求められる利益又は虞のある損害が非常に重大で、商業規模での搾取が存在するか、被告がこれらの行為を業として行った場合、少なくとも 2 年の拘禁及び 6,000 ユーロから 30,000 ユーロまでの罰金が科される。本規定は同一の標章での商標侵害又は商品の同一若しくは類似に対してのみ適用される。

3. 第 123 条 3 a で言及された象徴及び標章を使用する如何なる者も、職権上訴追され、2,000 ユーロ以下の罰金によって罰せられる。

4. 上記行為の企ては、上記段落の罰により、控除された罰金を科される。

第 157 条 判決の公告

1. 本法第 3 部に規定される権利に関連する民事裁判所の判決又は刑事裁判所の終局判決は、出願人の請求に応じて、及び標章違反当事者の費用負担で、判決の掲示と同様に判決に関する情報の宣伝について、媒体において又はインターネット上での、その完全な又は部分的な公告について、適切な措置を命ずる。裁判所は比例性の原則を重んじて、情報の適切な手段を決定する。

2. この請求は、判決の開示の処分が判決の公告から 6 月以内に行われなければ、消滅する。

第 158 条 民事裁判所の管轄権

1. 民事裁判所は、本法に従って、商標局、行政商標委員会及び行政裁判所の管轄権が存在する場合、管轄権を有さない。

2. 商標局及び行政商標委員会の決定に対する上訴の権利は存在せず、本法に基づいて行われた行政審判所の終局判決は、民事裁判所又はその他の当局に対して拘束力を有する。

F章 放棄，無効，取消

第 159 条

1. 標章の権利は，登録された商標に係る商品又はサービスの全部又は一部を放棄する所有者の供述書によって，消滅する。
2. 放棄は書面で所有者によって商標局に宣言される。庁簿への登録の後にのみ，その効力は生じる。
3. 使用のライセンスが付与された場合，放棄の供述書は所有者が標章に対する自身の権利を放棄する意図をライセンシーに通知したことを立証する場合にのみ受理される。

第 160 条 無効の理由

1. 次の場合，商標所有者は自身の権利の全部又は一部について剥奪される。
 - A. 商標の登録から5年間のうちに，商標所有者が，登録された商標に係る商品若しくはサービスに関して，当該商標を適正に使用せず，又は標章の使用が連続して5年間中断していた場合。
 - B. 商標所有者の行為又は不活動に起因して，商標が，登録された商標に係る商品又はサービスの取引における普通名称となった場合，
 - C. 当該商標が対象とする商品又はサービスに関する，所有者による又は所有者の許諾による商標使用の結果，当該商標が，特に当該商品又はサービスの性質，品質又は原産地について公衆を欺く虞がある場合。
2. 無効の理由が登録された商標に係る商品又はサービスの一部に関してのみ存在する場合，商標はそれらの商品又はサービスに関してのみ無効を宣言される。
3. 無効とならない場合
 - A. 商標所有者が，標章の不使用が合理的な原因によることを立証する場合，
 - B. 5年間の不使用期間の満了日と無効申請との間の期間に，商標所有者が商標の適正な使用を開始又は再開した場合。ただし，早くとも連続する5年間の不使用期間の満了日に開始した使用の開始又は再開であって，無効申請の提出前3月の期間内のものは，その開始又は再開の準備が，無効申請が提出されるかもしれないことを商標所有者が知った後になされたものである場合は，考慮されない。
4. 無効のために標章を除去する決定の効果は，決定が確定となる日付から開始する。
5. 標章の無効に関する最終決定は，商標登録簿に記入され，標章はそこから除外される。

第 161 条 取消の理由

1. 第 123 条及び第 124 条の規定の違反において，登録されたのであれば，標章は無効であり，取り消される。
2. 取消の理由が登録に係る商品及びサービスの一部に関連する場合，商標は特定の商品及びサービスのみが取り消されたと宣言される。
3. 第 123 条 1 b, c 及び d において規定される拒絶理由が取消の申請の提出時に存在しない場合，標章は使用を通して識別性を取得したため，当該標章は取消を宣言されない。
4. 先の国内標章の放棄又は保護の非更新が先行されていても，議会規則第 34 条及び第 35 条 207/2009/EC (L78) に従って欧州共同体商標意匠庁により受理された先行権を求める申請に係

る国内標章は、取消の対象となる。

5. 標章の取消の決定の効果はそれが最終のものとなった日から効力が発生する。
6. 標章の取消に関する最終決定は、商標登録簿に記入され、標章はそこから除去される。

第 162 条 無効又は取消の手續

1. 無効又は取消の申請は、正当な利害関係を有する者によって、行政商標委員会に提出される。
2. 商工会議所及び消費者組合又はその構成員は、第 123 条及び第 160 条 1 C の場合にのみ無効又は取消の申請を提出することができる。
3. 登録手續の間に第 124 条の理由を提起した者は、これらの理由は、異議申立人と標章所有者の間の訴訟手續に従って行政商標委員会又は行政審判所での判断の対象となっているがゆえに、取消の申請を提出する権限を有さない。
4. 第 161 条を理由とする取消申請は、標章の登録から 5 年以内に提出される。公正に反して又は悪意で提出された申請による取消申請は、標章の保護の存続期間全体にわたって提出される。

G 章 団体商標

第 163 条 保護の要件

1. 協同組合、製造者、生産者、サービス提供者又は貿易業者の組合で、それらを管理する法に基づいて、法的能力を有する者及び公法の規則に準拠する法人は、それらの会員の商品若しくはサービスの由来又は当該商品若しくはサービスの原産地、種類、品質若しくは性質を識別するために、商標登録出願をすることができる。
2. 団体商標は地理的表示から成るため、商品又はサービスが同一の地理的地域に出所を有し、かつ、団体商標の使用の条件を満たす何人も、法的主体の会員になることができ、また団体商標を使用することができる旨を法的主体の規定に定める。
3. 地理的表示から成る団体商標は、商標所有者が第三者、特に地理的名称の使用を許可されている第三者に、当該標章又は表示を使用することを禁止する権利を与えない。ただし、これらの第三者が取引上の公正の慣行に従って当該標章又は表示を使用することを条件とする。
4. 団体商標の出願には、法定代理人の役職、所在地、目的、名称、団体商標を使用することができる会員の名簿及び団体商標の使用に関する会員の権利義務の諸条件を記載した使用規則を添付しなければならない。使用規則は上記の要素に関する変更も必要とする。
5. 団体商標登録により生じた主張は、規定又は使用規則において別段の定めがない限り、商標所有者たる法的主体に帰属する。
6. 団体商標用に特定の商標登録簿が保管され、出願及び提出延長の権利のための手数料は、如何なるときも、その他の商標の権利のために納付する手数料の 5 倍である。
7. 団体商標の使用に際しては、必ず「団体商標」の表示のもとに行われる。
8. 団体商標において、本法のすべての規定は、本条の規定と矛盾しない場合は、適用される。

H 章 国際商標

第 164 条 マドリッド協定議定書批准

商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書に従って提出された国際商標は、法律 No. 2783 / 2000 (A1) の規定によって保護される。

国内商標のための本法の規定は、本章に別段の定めがない限り、国際商標にも適用される。

第 165 章 定義

国際商標に関する本法の適用上、以下を適用する。

- A. 「変更申請」；第 173 条の申請。
- B. 「基礎登録」及び「基礎出願」；第 166 条 1B において言及した登録及び出願。
- C. 「本国官庁」；マドリッド協定議定書締約国の官庁であって、締約国のために標章の登録について責任がある官庁。
- D. 「国際出願」；国際登録簿における商標登録に関する国際事務局への出願。
- E. 「国際事務局」；世界知的所有権機関の国際事務局を意味する。
- F. 「国際登録簿」；マドリッド協定議定書の適用上、国際事務局によって維持されている商標の登録簿。
- G. 「国際登録」；国際登録簿における標章の登録を意味する。
- H. 「ギリシャ領土における商標保護を求める国際登録」；マドリッド協定議定書第 3 条の 3(1)又は(2)に基づくギリシャ領土における保護の延長を請求する国際登録。
- I. 「実施規則」；法律 No. 2783/2000 (A1) により批准されたマドリッド協定議定書第 10 条に従って採択された共同規則。
- J. 「国際商標名簿」；第 171 条 2 において言及された名簿。

第 166 条 出願

1. ギリシャ商標の国際登録について、次の条件が満たされる場合に、ギリシャを国際登録の本国とみなす。

A. 出願人がギリシャ国内に住所若しくは現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する場合又はギリシャ国民である場合。

B. 出願人がギリシャ国内で商標出願した場合又はギリシャ国内に登録商標を有する場合。

2. 国際登録出願はフランス語又は英語で行われる。

第 167 条 出願書類

国際登録願書は 2 通を提出し、また、実施規則に定められた様式で記載されなければならない。

国際登録願書は、当該国際登録願書に付され、実施規則第 9 条に規定される必要な情報を含む書面による指示に従って、出願人又はその代理人によって署名される。当該国際登録願書は、所管の庁に送付される CD-ROM 又はその他の適切な電子的記憶媒体によって、電子的形式によっても提出されるべきである。

第 168 条 方式要件の審査。出願の転送

1. 国際登録願書は、第 166 条の条件が存在するか否かを点検し、当該願書に参照番号を与え、そこに受領日及び添付する書類の数を示す商標局において提出される。
2. 添付書類を伴う国際登録願書は、受領後 2 月以内に国際事務局に転送される。

第 169 条 国際登録日

国際出願の登録は、国際室によって実施される。国際登録日は国際出願が商標局によって受領された日とする。ただし、当該受領日から 2 月以内に国際事務局が通常かつ完全な様式で国際出願を受領することを条件とする。国際登録出願がこの期間内に受領されない場合は、国際登録は、当該出願が国際事務局によって受領された日を登録日として記載する。

第 170 条 手数料の納付

国際登録又はその更新及びその変更に関する手数料は、国際事務局に直接納付される。

第 171 条 ギリシャ領土における国際登録保護の手続

1. 商標局はギリシャ領土における国際登録の保護を与える決定の権限を有する。
2. ギリシャ領土における国際登録及び国際登録出願の拡大は、特定の印刷様式に記入され、商務総局のウェブサイトに掲載される。
3. 国内標章をギリシャ国内で有効な国際登録によって代替する場合は、国際商標に基づく実体的権利は、国内商標の登録日が参照される。

第 172 条 救済措置

1. 第 144 条に従う行政商標委員会 (DES) における審判手続の間、第 140 条に基づく異議申立手続及び第 162 条に基づく無効又は取消手続の間、国際登録の所有者は、これらの救済措置に関する申請が自身に対して提出されている出願人又は被告として、すべての通知が送付されるギリシャ領土に開業する代理人及び弁護士を任命すべきである。審査官が出願人に実施規則の第 17.1 規則に基づく暫定的拒絶を通知し、出願人に第 139 条 2 による意見書を提出することを勧める場合も同様である。国際商標については、第 139 条 2 に基づき、3 月の期限が設定される。
2. 国際登録の出願人又は所有者は、1 の手続において代理人によって代理されない場合、入場を前提とされず、また DES は当該当事者が出席しているものとして審理する。
3. 国際登録出願に対する異議申立が存在する場合は、商標局はマドリッド協定議定書第 5 条及び実施規則第 17 規則に従って、国際事務局に異議申立要素を暫定的拒絶として通報する。
4. 国際登録出願が拒絶された場合は、商標局は実施規則の第 17.1 規則及び第 17.3 規則に基づいて、国際事務局に暫定的拒絶を通報する。当該通報には審判請求を規定するギリシャ法の該当規定の英語又はフランス語による翻訳文を添付する。審判請求は国際事務局への暫定的拒絶の通報の日から始まる 90 日以内に提出される。

第 173 条 国際商標出願の国内出願への変更手続

1. ギリシャ国内の拡大を伴う国際商標出願が基づく基礎出願又は基礎登録の何れかが、国際登録日から 5 年以内に本国において効力を失った場合は、その国際登録の所有者は、国際事

務局の商標登録簿に記入された登録の満了日から 3 月以内に、国内出願への変更を請求することができる。

2. 1 の規定は、5 年の前記期間の後に満了する場合にも適用される。ただし、救済措置に関する訴えが 5 年以内に本国において提出されていたことを条件とする。

3. 国際登録の国内出願への変更の場合は、国際登録簿からの除去日を含む国際登録簿からの除去以前に、出願人は第 135 条 1 及び第 136 条 1 にいう書類並びにギリシャ国内において国際商標の保護が求められていた標章及び商品又はサービスが生じる国際室の証明書を添付して、商標局に変更申請書を提出する。

4. 第 135 条及び第 136 条を準用し、願書は標準様式で提出され、商標登録簿に記入される。

5. 変更された商標は、マドリッド議定書第 5 条(2)(c)に規定される期限が満了し、救済措置に関する訴えがない場合に、審査なしに登録される。当該期限が満了していない場合又は暫定的拒絶が既に通報された場合、変更申請は商標局によって審査され、第 138 条及び第 139 条が準用される。ギリシャ国内における国際商標保護に係る原出願又は偶発的拡大の出願が商標局、行政商標委員会又は所管の裁判所において係属中の場合は、変更申請書の提出後、関連する手続は停止され、又は審判は廃止される。

6. 変更申請書の提出後、国際登録は商標局の行為により国際商標名簿から抹消される。

7. 国際登録から国内商標出願への変更から生じる商標保護は、国際登録日から、又はギリシャ国内における国際商標の事後の拡大の場合は、ギリシャ国内における国際商標保護の拡大に関する申請が国際登録簿に記入された日の何れかの日付から開始する 10 年間続く。当該商標の更新について、重要な日付は商標局における申請日である。

第 174 条 国際商標の無効又は取消手続

1. 国際登録によって付与される権利は、第 160 条及び第 161 条に特定される理由に基づき、行政商標委員会又は行政審判所の決定により消滅する。当該決定が確定するとき、商標局は、実施規則の第 19 規則に規定される商標所有者の名称、国際登録番号、司法当局及び無効、最終決定、施行の手続並びに商品又はサービスを言及する供述書により国際事務局に通知する。

2. 国際商標に対する無効又は取消申請書の通知は、申請人によって、国際登録簿に示される国際出願人又はその代理人に、外務省又は差止命令を求める当事者によって翻訳された英語若しくはフランス語のファックス及び電子メールを含むすべての適切な手段によって、最初の口頭審理が設定された日の 30 日前に通知される。代理人又はギリシャ国内における代理人が任命された場合、法的書類はその者にのみ廷吏によって翻訳なしに通知されるべきである。付加的理由は国際商標に対する無効又は取消申請と同様に、指定された最初の口頭審理の 10 日前に通知される。治安判事、公証人又は領事の面前で発行された召喚命令についても同様である。

I 章 共同体商標

第 175 条 保護

1. 共同体商標に付与される保護は、国内商標に付与される保護と同等である。
2. 共同体商標の先行権が登録された国内商標に基づいている場合、登録され、かつ、有効な共同体商標に基づく実体的権利は、国内商標の登録時を参照する。

第 176 条 CTM(欧州共同体商標)から国内商標への変更

1. CTM 出願又は CTM から国内出願への変更の場合は、出願人は第 135 条 1、第 136 条 1 及び 2 に特定される書類並びに翻訳の権限を有する者又は法に従う当局による変更申請書及び添付書類のギリシャ語の翻訳文を添付して、商標局に変更申請書を提出する。
2. これらの書類の提出期限は、変更申請書に言及されている商標出願人若しくは所有者又はギリシャ国内における弁護士若しくは代理人に対する配達証明付の書簡による商標局の通知から 2 月である。
3. 申請書は標準様式で提出され、当該様式及びその内容は、共同体商標変更申請の附則 VIII において規定される。当該申請書は商標の該当登録簿に記入され、第 137 条、第 138 条及び第 139 条が比例して適用される。
4. CTM 出願の変更又は CTM の国内出願への変更から生じる標章の保護は、CTM 出願の出願日又は当該出願の優先日若しくは共同体商標の優先日及び最終的には主張されうる国内標章の先行権が参照される。そのような商標の更新については、重要な日付は欧州共同体商標意匠庁における変更申請日である。

I 章 外国出願人の商標

第 177 条 保護

1. 事業所がギリシャ国外にある商標所有者は、本法の規定により保護される。
2. パリ条約(法律 No. 213/1975)に基づいて、優先権の主張を添付して提出される商標出願に関して、外国における商標受領の証明はギリシャ国内における商標出願日から 3 月以内に提出すれば足りる。
3. ギリシャ国内の保護については、本法の規定に従って、申請書を提出することも必要とされる。
4. 商標局又は行政商標委員会の決定に対する外国の商標所有者の異議申立に関する締切は、30 日間延長される。
5. 出願に関して、アテネ裁判所の管轄権の付託に関する供述書を添付して、第 136 条 1 d において言及されるように授權書を提供することで十分である。当該供述書は商標局に対する出願人の法廷代理人の書面による供述書によって代替することができる。
6. 商標出願に添付される外国語書類は翻訳の権限を有する者又は法に従う当局によってなされたギリシャ語翻訳文を添付する。

IA 章 特別、暫定及び最終規定

第 178 条 インターネット上の投稿

本法により規定されるインターネット上の投稿は、開発・競争・海運省総務局のウェブサイトにて行われる。

第 179 条 手数料

1. 商標について国が受け取る納付手数料は次の通りとする。
 - A. 商標出願：110EU
 - B. 10 回まで追加の 1 クラスごとに：20EU
 - C. CTM 若しくは国際商標の変更申請又は分割の申請：110EU
 - D. 10 回まで追加の 1 クラスごとに：20EU
 - E. 商標保護の延長：90EU
 - F. 10 回まで追加の 1 クラスごとに：20EU
 - G. 商号又は法律上の身分，居所又は本社の変更：50EU
 - H. 商品又はサービスの限定：20EU
 - I. 商標の移転：90EU
 - J. 商標のライセンス許諾：90EU
 - k. 第 129 条に基づく権利及び第 133 条に基づく財産権に関する制限の登録：140EU
 - l. CTM 出願の送信：15EU
 - m. 国際出願の審査及び送信：15EU
 - n. 国際商標による国内商標の代替：110EU
 - o. 行政商標委員会における救済措置及び出願の審判請求：70EU
 - p. 行政商標委員会における救済措置及び申請の手数料：40EU
 - q. 原状回復：110EU
 - r. 商標の副本：1EU
2. 財務省及び開発，競争力，インフラ，交通及びネットワーク省大臣の共同決定により，上記段落に特定される国に関する手数料は再調整することができる。

第 180 条 商品及びサービスの分類

商標出願に係る商品及びサービスは，法律 No. 2505/1997 (A118) の第 1 条によって批准されたニース協定の商品及びサービスの国際分類に従って分類される。本法の施行時に適用可能な分類が附則 IX 「商品及びサービスのクラス」に掲載される。

第 181 条 規定の認可

開発・競争・海運省大臣は，第 3 部における次の事項について決定する。

- a) 行政商標委員会の部門数，
- b) 審査官となる商標局職員の選定基準及び資格，
- c) 行政商標委員会部門の構成員及びその補欠者の任命，
- d) 電子登録簿に登録された商標が，印刷された登録簿の当該商標と代替して保管される条件
- e) 音及び立体商標の出願及び審査様式並びに

f) 本法の実施に関する事項。

第 182 条 経過規定

1. 本法の施行時に、行政商標委員会及び行政裁判所において未解決の事項は、先行する法の規定が適用される。
2. 本法の施行後に公告された決定は、6 月の間、既存の法に従って審判請求、参加及び第三者の手續に従うことを条件とする。
3. 期限の開始については、上記の規定を生じさせる事態が発生した時点で有効な規定が適用される。
4. 本法の施行前に始まった期間の長さは、本法の規定によって定められる期間の長さが先行する規定によって予測されるものよりも長い場合にのみ、本法の規定に従って計算される。
5. 本法の施行時に撤回不能に受理されていない商標は、既存の法に基づいて適格性の条件に関して審査される。
6. 第 149 条に従う原状回復の可能性は、規定に特定されるように、権利又は救済措置の実施期間の喪失を生じる障害が本法の施行後に発生した場合にのみ適用する。
7. 分割の可能性については、本法の施行前に出願されたか、又は登録された商標に適用する。
8. 第 124 条 4 に従い、行政裁判所において書面による同意書を提出する可能性については、本法の施行まで未解決の訴訟についても対象とする。
9. 別の、以前の商標の平行した出願又は登録として、本法の施行までに出願又は登録された商標は、本法に基づいて有効であり、かつ、保護される。商標の平行出願又は登録の地位は、平行した出願又は登録に係る以前の標章が非更新に起因してもはや有効ではない場合には影響されない。ただし、以前の標章が第 123 条及び第 124 条を理由として撤回不能に除去される場合はこの限りでない。

第 183 条 廃止

D 章、H 章及び I 章並びに第 179 条及び第 181 条の施行から、法律 No. 2239/1994 (A152)、PD353/1998 (A235)、1939 年 12 月 27 日勅令 No. 20 (A553) 第 9 条の規定は、上記章に反する又は上記章が適用される事項に関する一般若しくは特別規定同様に廃止される。これらの法及び規則の残存規定の除去は、官報における本法の公告により施行する。